

第2回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第2回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成13年9月3日(月)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時45分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

| | | | | | |
|-----|-----------|-----------|--|--|-------|
| 会 長 | 山 崎 通 | | | | |
| 委 員 | 矢 口 貢 男 | 村 橋 忠 夫 | | | |
| | 村 瀬 伊 織 | 渡 辺 政 勝 | | | |
| | 武 山 和 行 | 藤 岡 功 | | | |
| | 杉 田 實 男 | 平 野 元 | | | |
| | 三 井 怜 子 | 上 野 登 志 博 | | | |
| | 横 山 善 道 | 川 島 清 夫 | | | |
| | 山 崎 雄 作 | 船 戸 繁 俊 | | | |
| | 高 井 克 明 | 棚 橋 壽 子 | | | |
| | 長 屋 孝 | 大 西 克 巳 | | | |
| | 小 森 英 明 | 河 口 衛 | | | |
| | 高 瀬 茂 | 花 村 進 | | | |
| | 石 神 み ち 子 | 河 合 正 明 | | | |
| | 古 川 一 美 | | | | 以上25名 |
| 顧 問 | 山 田 忠 雄 | | | | |

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

な し

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山久生

副幹事長 宇野敏勝

幹事 田垣隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向隆

事務局職員 上野達也 久保田裕司

安川英明 土田浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

報告事項

報告第8号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議傍聴規程について

報告第9号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等閲覧規程について

報告第10号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部改正について

協議事項

協議第5号 合併の方式について

協議第6号 合併の期日について

協議第7号 新自治体の事務所の位置について

協議第8号 新自治体の名称について

確認事項

第3回合併協議会開催日程等について

- 4 その他
- 5 閉会

事務局長 開会に先立ちまして、事務局から通知事項を申し上げます。

まず、前協議会のお約束で事前に資料を配付させていただきましたけれども、これからまた何回も開かれるということで、綴じるためのファイルを用意させていただきましたので、お使いいただきますようよろしくお願いいたします。

それから、資料をお配りしたんですけれども、後から誤りが発見されておりまして、2枚ほど差し替えをお願いしたく、お手元の方に配らせていただいております。1つは、合併の方式、協議事項第5号、この2枚目ですけれども、これは誤字がございまして、内容は変わっておりません。議会事務局を置かない場合の職員の配置のところですが、町村の場合のところに誤字がございましたので、差し替えをお願いしたいということでございますし、もう一つは協議事項第7号の方、事務所の位置の資料につきまして、大変申しわけございません。伊自良村役場の海拔が40メートルとなっておりますけれども45メートルの間違いでございまして、訂正させていただいたものをお手元にお配りしております。差し替えいただきますようよろしくお願いいたします。

それから、今日の会議でございますけれども、今日は実質的な協議事項に入ってまいります、ご質問、ご意見がある場合には、まず挙手をいただいて、議長の方から指名をさせていただきますので、今日はお手元のマイクを増やさせていただいておりますので、お近くのマイクをお取りになってマイクを持ってお話しいただきますようお願い申し上げます。といいますのは、記録をとっております。議事録を後ほど残すといった関係上、マイクを通じたものでないとテープに入りにくいということがございますので、何とぞこの点はよろしくお願いいたしますと思います。

午後1時30分 開会

事務局長 それでは、会長の方から開会のごあいさつを申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中を第2回高富町・伊自良村・美山町合併協議会にお集りいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は地域のそれぞれの立場でご活躍をいただいておりますことも、高い席からではございますけれども厚く御礼申し上げます。

早速でございますが、議事に入りますと、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議傍聴規程について、閲覧規程についてあるいは事務局規程の一部改正について等々につきまして、慎重なご審議をいただきたいと思います。

実は、私どもの町のことで大変恐縮でございますけれども、きのう防災の日ということ

で、私どもの防災公園があるわけですが、そちらで防災訓練を、自治会の方たちあるいは消防団の方たち、防災関係の方たちにお集りいただき、1,000名ほどの方にお集りいただきまして、防災訓練を盛大にさせていただきました。その折に、伊自良村の消防団の方あるいは美山町の消防団の方もお出かけをいただきまして、一緒に訓練をさせていただきました。そうした折に、私どもの自治会の方たちが一緒に、もちろん高富町の消防団の方もですが、一緒に訓練をさせていただいたわけですが、合併をするということが前提かどうかはわかりませんが、一層団結をして防災訓練に当たらせていただきました。これも、そうした効果が現れているのかなと思いましたが、また大変心強く力強く感じました。

こういうことも含めて皆さんにご報告させていただきました。合併という問題について、より一層の拍車がかかるのではないかと、そんなことを思っているわけですが、ひとつ今後も皆様方のいろいろな英知を結集していただきまして、そして良いご意見をたくさんいただきまして、この合併協議会を運営できますように心からお願いを申し上げまして、私ごとと、あるいはまた私どもの町のことで大変恐縮ではございますが、一言ごあいさつをさせていただきます。ただいまより協議を始めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の会議時間ですが、この後のご予定もある方がいるかと思ひまして、一応3時半までということで区切らせていただいております。ただ、議論が進めば、これより延長することもあるかと思ひますが、とりあえず2時間程度ということを目安にしておりますので、委員の皆様のご協力の程よろしくお願いいいたします。

それでは、ただいまより早速ですが、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、規約第11条第2項の規定に基づきまして会長があたりこととなっておりますので、よろしくお願いいいたします。

会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、議事に入らせていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

第2回高富町・伊自良村・美山町合併協議会にお集りいただきまして、誠にありがとうございます。

早速議事に入らせていただきます。

報告第 8 号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議傍聴規程について、報告第 9 号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等閲覧規程について、報告第 10 号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部改正について、一括して事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、事務局からご説明をさせていただきます。申しわけありません、座ってご説明させていただきます。

まず報告第 8 号、資料の方、報告 8 となっておりますものをご覧ください。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議傍聴規程となっております。これは先般 8 月 13 日の第 1 回協議会におきまして協議会会議運営規程をご承認いただきました。この中の第 6 条第 2 項で、会議の傍聴については議長が別に定めるということになっております。これを受けまして、傍聴規程を定めさせていただきました。

第 2 条で、報道関係者の方と、それから一般傍聴人の方、これら 2 種類の傍聴人をお願いする。それから、一般傍聴人の定員については 30 人とするとしております。傍聴される方に傍聴証を交付して、受けていただくということになっております。一般傍聴証につきましては、会議開始予定時刻の 15 分前から先着順に交付するとなっておりますが、15 分前において傍聴希望者が 30 人の定員を超える場合にはくじ引きで対応するというようにしております。

第 5 条、それから次のページの第 6 条を見ていただきますと、こういう方は傍聴できないよ、あるいは傍聴される方はこういうことを守っていただきたいよ、ということが列挙してございます。

第 9 条で、傍聴人がこれらの規程に従っていただけない場合には議長から制止をかける、あるいは退場させることもできるという規定でございます。

4 ページから 6 ページまでが関係様式となっております、もう既に本日傍聴をされている方には適用されております。

続きまして、報告第 9 号、資料はその次のページの報告 9 となっているものをご覧ください。

合併協議会会議録等閲覧規程でございます。これも先般ご協議いただきました会議運営規程の第 8 条第 2 項で、閲覧の方法については議長が別に定めとなっておりますものを受けて規定しておりますけれども、会議の会議録、あるいは本日もお配りしておりますけれども、会議に提出された文書の閲覧に関して必要な事項を定めるとしてあります。

第2条で何人も会議録等の閲覧を請求することができるとしておりますが、第3条第2項で個人に関する事項等は閲覧に供しないことができるとも定めております。

写しの交付を請求する方は、所定の申出書に必要事項を記載して提出していただくということになっております。

続きます2ページにつきましては関係申出書の様式でございます。

続きまして、報告第10号でございます。最後のページ、報告第10号につきましては協議会事務局規程の一部改正でございます。

先般の第1回にも事務局規程を報告させていただいておりますけれども、その後必要に応じて変えたいということで、ご覧いただきますと第9条関係の別表が変わっておりまして、合併協議会出納員の印というものを追加しております。これは預金口座の開設ですとか払い出しに使う印でございますけれども、これが漏れ落ちておりましたので、これを追加させていただきたいという一部改正でございます。

報告事項については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から報告をさせていただきました点について、ご不明な点がございましたらご質問をお受けしたいと思っておりますので、何かございましたらどうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 今、ないというようなご発言をいただきましたので、特にご質問はないようでございます。

それでは続きまして、協議事項に入らせていただきます。

協議第5号の合併の方式について、協議第6号の合併の期日については、ともに関連する点多くございますので、一括してご協議を願いたいと思っておりますので、事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、協議第5号、第6号につきましてご説明を申し上げます。これも座って失礼します。

まず、協議第5号でございますけれども、合併の方式についての調整の方針案を示してございます。これから4つほど協議事項を挙げてございますけれども、一応たたき台としての案を示してございます。

調整の方針でございます。読み上げますが、高富町、伊自良村、美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とするとしてございます。

まず、前段、新設合併とするという部分でございますけれども、合併の方式、一般には2種類ございまして、その下の参考事項に掲げておりますように、新設（対等）合併と編入（吸収）合併という2種類の合併の方式がございまして。新設合併と申しますのは、合併方式の定義のところをご覧くださいと思いますけれども、2つ以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くということで、結果的に市町村の数の減少を伴うということになりますし、編入合併と申しますのは、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することということで、これも同じように市町村の数の減少を伴うという結果が生じます。

その他、基本的には新設合併の場合には合併前の市町村の法人格は消滅してしまいますので、新しい市町村の法人格が発生するということとなります。例えば名称等も新たに制定する、事務所の位置も新たに制定するということとなりますし、特別職、例えば首長、町村長の身分、それから議会議員の身分、農業委員の身分、特別職の身分は、基本的にはその身分は失う、あるいは失職するという規定になっております。従いまして、新首長につきましては、新しい市町村による選挙で選任されるということとなります。ただし、議会議員につきましては、特例の規定がございまして、定数を増やして設置選挙を行うか任期を延長することができるという規定になっております。これについては、また別途協議していただくことになるかと思っておりますけれども、ここでは一般論としてそういう規定になっております。

その他一般職につきましては、とりあえず旧町村の法人格の消滅によって身分を失うこととなるんですが、合併特例法の規定によって新しい市町村に身分が引き継がれることとなっております。

条例・規則等につきましても、新設合併の場合にはすべて失効し、新たに制定することとなります。

編入合併は、ある市町村にある市町村が吸収をされるという形でございますので、吸収する側は基本的にはそのまま存続するという形になりますし、編入、吸収される側の市町村の法人格は合併と同時に消滅するということとなりますので、基本的には吸収する市町村の法人格あるいは身分等が存続して、吸収される方の市町村の法人格あるいは身分は消滅するという形になっております。

そこで山県郡3町村におきましては、3町村の規模等、それからこれまでのあり方、経緯を見ましても、どこかの町村がその他の町村を吸収合併するという状況にはないと思われますので、山県郡3町村につきましては新設、対等の合併ということで合併を進めてはどうかという案にさせていただきます。

そこで合併の方式としては新設合併としたいという提案でございますけれども、新たな概念としまして、その区域をもって新しい市を設置するということにさせていただきます。

実は先の平成12年国勢調査で、山県郡の人口が3万人を超えております。30,951人ということで3万人を超えております関係上、合併特例法の規定、この後詳細に説明いたしますけれども、市になることが可能という状態でありますので、市になることを目指してはどうかということで、新しい市を設置するという案にさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、参考のところに市と町村との主な違いという形で法的な違いを列挙させていただきます。左側が市の場合、右側が町村の場合でございますけれども、例えば議会の招集の告示期間が市の場合は7日間とか、町村の場合は3日間、それから収入役を置かなければならないと市はなっておりますし、町村は置かないこともできるという規定ですとか、議会及び長の選挙期間が7日、町村の場合は5日という規定もございます。それから、福祉事務所、これは大きな違いですけれども、市の場合は福祉事務所の設置が義務づけられておりまして、福祉事務所が持っております権限、以下に列挙してありますような権限も当然のことながら市は持つということになっております。町村の場合は、福祉事務所の設置は任意でございます。当該山県郡3町村は福祉事務所を設置しておりませんので、市となるということであれば福祉事務所を設置することになると思います。その他権限、市と町村、ここに列挙させていただきますけれども、許認可の関係でも史跡名勝、天然記念物、商店街振興組合等の設立認可等の違いがあるわけですが、地方自治法の定めるところによれば、市も町村も基礎的自治体としての基本的な権限は抜本的には変わらないことになっております。ただ、市となることができるということになりますと、基本的なイメージアップによる産業立地が期待できると、あるいは若年者の定住が期待できると、そういった効果が期待できるのではないかというふうに言われておりまして、この際、特例法の規定によって市になれるのであれば市になることを目指してはどうかという案でございます。

市になることができると言っておりますけれども、これは特例法の期限がございますので、第5号と第6号併せてご議論いただきたいと申しましたのは、期限の方についても説

明をしないと、併せて考えていただかないと議論ができないものですから、第5号と第6号を一緒に議論することにいたします。

協議第6と書いてある資料をご覧くださいと思います。

本来、地方自治法に第8条の第1項により市になる要件というのがございまして、これは、基本的には人口5万人以上を要するという事となっております。その他中心市街地の戸数の割合ですとか、都市的業態に従事する者の割合ですとか、その他県条例で定める要件などがございしますが、基本的には人口5万人が極めて大きな要件でございまして、ただ合併特例法第5条の2によりまして、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併する場合は、人口要件は4万人ということになっております。ここで言いますと、留意事項、市になるための要件となっております でございます。4万人ということになっておりまして、その他の要件はそのまま存在します。例えば中心の市街地を形成している区域内にある戸数が全戸数の6割以上であること、商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が全人口の6割以上であること、それから都道府県の条例、岐阜県条例は備考欄、右側の備考欄に都市的施設その他の都市としての要件に関する条例というものを明記してございしますが、こういった都市としての要件を備えていることと、これらの要件が必要なわけですが、さらに合併特例法は特例を置いておりまして、 をご覧いただきたいと思うんですけども、合併の特例に関する法律附則第2条の2でもって、平成16年3月31日までに合併した場合には人口要件は3万人以上とすると。3万人以上であって、その他の要件は問わないという形にしております。従いまして、今 のところで見させていただきました人口要件以外の要件、中心市街地とか都市的業態、それから都道府県条例の部分につきましては、この部分の要件は必要ないよと。市になるのに必要ないというふうに合併特例法に規定されております。従いまして、平成16年3月31日までに合併した場合には、人口が3万人以上あれば市になることができるという法制度になっております。

基本的には、合併時期につきましては、必ずしもいつまでにしなければならないというのは法的にはないんですけども、市となろうとする場合には合併特例法の期限があるということで、山県郡におきましては人口が先ほど申しましたように人口3万人を若干超えておりますので、平成16年3月31日までに合併しないと市になることはできないということで、協議事項第5号と第6号を一緒にご議論をいただきたいということでございます。

さらにご説明いたしますと、期限の関係で、合併特例法は期限を限って効力が発生する時限立法でございます。平成17年3月31日までに合併をしないと、同法に基づく財政支援措置等を受けられないということになっております。

次のページを、お開きください。

合併特例法の期限は17年3月31日までに合併が行われない場合は財政支援措置等を受けられないと明記してございます。基本的には、財政支援措置というふうに言われておりますけれども、先ほど申しましたように、例えば議員の在任とか定数の特例も併せて受けられないということになります。ここには一般論として普通交付税の算定特例や合併特例債があるというふうに書いてございますけれども、よりわかりやすくご説明申し上げるためにこの資料の2枚後、4/4としてあります参考資料をご覧ください。

この参考資料は右左が少し違う内容になっておりますけれども、右側をご覧くださいますと、山県郡の合併試算例としまして国の財政措置がこれくらい受けられるであろうということが列挙してございます。あくまでも試算でございますので、その点ご注意いただきたいのですが、例えば合併特例債ということで非常に有利な地方債でございます。言うなれば借金ですけれども、非常に有利な形で地方債が起こせるということで、後年交付税措置という形で、交付税の形でお金が戻ってくるとご理解いただければいいかと思うんですけれども、これがまちづくりのための建設事業に約126億円、それから振興のための基金造成に約18億円ということで、約144億円余りが合併特例債という形の有利な地方債に使えるよということのほか、2にありますように合併に伴って経費がかかるだろうということで、行政の一体化とか行政水準の格差是正のために約3.2億円の普通交付税措置が受けられることや、あるいは合併市町村の新しいまちづくりとか公共料金の格差是正のために特別交付税措置が受けられることや、あるいはもっと具体的な形で合併市町村に対する補助金が3億円受けられること。これはあくまでも試算でございますので、ここまでの額がきっちり受けられるかどうかはまた別の議論になりますけれども、これらの国の財政支援が平成17年3月31日までに合併すれば受けられると言われております。こういったものが平成17年3月31日を超えると受けられなくなってしまう可能性が高いということでございます。

法制度は以上のとおりでございます。ただ、何月何日をもって合併の期日とするかにつきましては、これは決め手となる条文等はございません。今までの先進事例を列挙させていただいておりますけれども、ご覧になっていただければわかりますように、ある一定の

期日に固まるということではなくて、2月1日、3月1日、4月1日、5月1日、いろいろバラバラでございまして、必ずしも1日でないものもあるという状態でございます。それぞれの市町村の状況によりましてバラバラになっているという状態でございます。

そこでもう一度参考資料、先ほど山県郡の合併試算例を見ていただきましたけれども、合併スケジュールというのが左側に、この前第1回的时候にもこれは示させていただいた資料でございますけれども、再度掲げておりますけれども、合併をするとなったときには合併調印を行った後に合併申請書の提出ということで、これは県へ申請して市になる場合には総務省の協議という手続もございますし、県議会に議決していただかなければならない、それから国へ届け出て国の告示も必要であるということで、いくつか手続も必要になります。こういったことも考え合わせまして、その前にこうした協議会の中で、合併するとすればどういう形の合併にするのがいいだろうという協議を重ねていかなければなりません。従いまして、合併に必要な協議、それから準備、それから合併協定後の今見ましたような手続を総合的に考え合わせまして、市となれる期限が16年3月31日ということになっておりますので、その期限前の年度替わりの日である平成15年4月1日をもって合併の期日としてはどうかというのが提案の趣旨でございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいたしました協議第5号の合併の方式並びに協議第6号の合併の期日について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

委員 お恥ずかしいような質問になるかも知れませんが、合併をするのはこの16年3月31日までということになっておりますが、その合併の期日というものはここで言うなら山県郡3町村がこの日までに合併をすれば、調印をすればいいのか、最終的には総務省まで行くということになっておりますが、総務省が認めるのがこの16年3月31日までに認めないかということなのか、ちょっとその辺お尋ねします。

議長 事務局からご説明させていただきます。

事務局長 申しわけありません。先ほど説明が多岐にわたりましたのでわかりにくかったかもしれませんが、ここで15年4月1日は合併の効力が発生する日でございまして、先ほどの参考資料で言いますと、合併スケジュールというのをご覧いただいたと思うんで

すけれども、最終的には総務省の告示が効力発生の日ということになっておりますので、この日を15年4月1日としたいという案でございます。合併調印はその前に、その随分前に行いまして、当然その間には県議会での議決等も必要ですので相当前に調印等をするという趣旨でございます。

議長 よろしゅうございますか。

委員 この案に出しております平成15年4月1日を目標にしておられるわけですが、この日にちということは既にもう総務省が認めたということと理解してよろしいですか。

議長 事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 総務省が認めたということではございません。3町村がこの合併協議を進めまして、合併するかどうかということはこの協議会でもって、あるいはその内容をどうするかということを協議していただきまして、合併調印を行った後に合併申請というのをいたします。合併申請をいたしまして、県へ申請いたしましたものを県議会で議決すると。その後に総務省へ届け出ということになりますので、この時点にならないと総務省、国は何らかの判断、判断ということではないんですけれども、届け出ですので許可するか認めるということでなくて、この場面にならないと国は登場しませんので、その前に3町村でもって合併調印ですとか申請書の提出、あるいは県におきましては県議会の議決というのが必要ですので、今の時点で県が認めるとか国が認めるとかという話ではございません。

議長 よろしゅうございますか。

それでは、先にこちらの方がご質問ありますので、後からまたご質問いただくということでよろしゅうございますか。

どうぞ。

委員 今いろんな書類でも、また噂にも聞いていますが、15年4月1日合併という目標が立っておるわけですが、これでいきますと相当時間的な無理があるんじゃないかと思えますけど、その辺の執行部の方の考え方はどんなものでしょうか。15年4月1日に合併をするという言い方になりますと、今の話では総務省の告示がないとそれは有効じゃないということで、その辺の説明をちょっとお願いしたいと思えます。

議長 事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局長 事務局といたしましては、15年4月1日にとりあえずその告示ができる、いわば合併の効力が発生できるように鋭意事務的に進めておりまして、基本的にはこの協

議会の中でご協議いただくという部分もあるものですから、事務局だけで進めてしまうということじゃないですけども、基本的にはそのスケジュールの中でできるように努力しておりますので、基本的には今のところは事務的には可能かというふうに申し上げる次第でございます。

委員 よくわかりました。目標としてその期日が示されているというふうに理解します。

議長 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 今議長の方から提案のありましたこの合併期日につきましては今ご説明のとおりでありますけども、協議第5号、この合併の方式については新設合併で決定したということで、理解でよろしいでしょうか。

議長 事務局の方から説明させていただきます。

事務局長 あくまでも私ども会長の方からこの調整の方針案でどうかということを協議会の方に諮らせていただいている段階でございます。今いろいろご質疑を受けた中で最終的に皆様にご了解いただいて承認ということになれば、新設対等合併ということを認められたということになると思っております。今の段階ではまだご議論、ご質疑をいただいております。

議長 新設合併ということで進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ほかにごございませんか。

どうぞ。

委員 どんどんこうやって議論が進んでいくわけですけども、これをどうやって住民の方々に理解していただくとか、そういうことはただ協議会の協議会だよりやホームページだけであって、あとはもうお考えということはないのでしょうか。

議長 事務局の方から説明させていただきます。

事務局長 基本的には、機関誌を後ほどご紹介するつもりだったのですが、全戸配布、町村広報と共に全戸配布させていただくと。あるいは、見られる方が限られるかもしれませんが、インターネットの方でも逐次出させていただくということでございますので、基本的にはこれによって住民の方への周知を図りたいと思っております。

その他の住民の方の意見をどうやって聞くかということにつきましては、基本的にはまだ今の段階で事業計画等には示してございませんけれども、住民の方へのご説明は別途機

会を考えさせていただきたいと考えておりますので、もちろん傍聴へお越しになっている方に対してはオープンにしておりますけれども、逐次この今の議論のそのものを住民の方にリアルタイムでお届けするというのはやや限界があるだろうということで、結果につきましては機関誌、インターネット等で随時出していきたいと思っております。

議長 よろしゅうございますか。

委員 ということは、また住民の方々に伝達する方法というのは、また後日議論するというのでよろしいですか。

事務局長 この場でも議論していただいたら結構だと思います。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

先ほどのご質問に戻りますが、よろしゅうございますか。

委員 念のためにいま一度お尋ねするわけですが、この平成15年4月1日ということは総務省が認めるのがこの日にちということですか。

議長 事務局の方から説明させていただきます。

事務局長 合併はあくまでも関係市町村、山県郡で言いますと3町村が決めることでございますので、国が認めるという形には法的にもなってございません。ただ、県は議決する必要がございます。県政にも重大なかわりがございますので、県は議決するという形になっておりますが、国へはあくまでも届け出をして、国の方で告示をしていただくという仕組みになっているだけでして、国が認めるとか許可するという仕組みにはなっていないということでございます。

議長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

委員 先ほど来から合併の日時、いわゆる平成15年4月1日を目標にしているということですが、合併特例法の適用を受けられるのは平成16年3月31日まででいいわけですね。その1年余りを慌てるということは、何かそこに理由があるのかないか。執行部あるいは事務局の方で何かの含みがあって15年4月1日という線が出たのか、もしあればその理由を述べていただきたいと思います。

議長 事務局の方からご説明させていただきます。

事務局長 特に含みというのはございません。先ほども申し上げましたように、年度替わりと、官公署でございますので年度替わりの日と、学校等の関係もでございますので切り

のいい年度替わりの日にしてはどうかというご提案でございます。

議長 どうぞ。

委員 年度替わりも4月1日から年度替わりになるわけですけども、3月31日ということはもう1日違いですからね。これは別に問題はないんじゃないかと思いますが、その点どうですか。

議長 暫時休憩をさせていただきます。

午後2時10分 休憩

午後2時12分 再開

議長 休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

事務局の方から改めて回答をさせていただきますので、よろしくお願いします。

事務局長 申しわけありませんでした。私がお質問の趣旨を理解できませんでしたので、お答えが遅れましたけれども、16年3月31日に効力が発生するということになりますと、3月31日だけが年度で言いますと平成15年度ということに、新年度、旧年度と分けますと旧年度に属してしまっていて、その1日だけが旧年度に入ることになります。例えば学校ですと1日だけが、例えば市ということになりますと3月31日だけが市立の学校ということになりまして、年度の中で区分が生じてまいりますので、ここは切りのいい4月1日でどうかというご提案でございます。

議長 よろしゅうございますか。

年度ということで、お願いいたします。

ほかにございませんか。

どうぞ。

委員 いろいろこの合併協議会がどんどんこういうふうに進んでいくんですが、私たちがいろいろ巷で聞いている中で、トップダウン的なのを避けていくというような、当初会長のご意見もございましたが、いろいろ聞いている中でその辺、もっと住民と一緒にあってこの合併に対して参加をしていきたいというようなご意見も聞きながら、私たちは出てきているわけですが、地域の代表ということで皆さんにご説明をしている中で、地域住民の方に説明をされてはいるのですが理解をいただける方法は何か考えておられますか、どうですか。

議長 事務局の方からご説明させていただきます。

事務局長 先ほど申しましたとおり、機関誌でもってこの協議会の議論された内容ある

いは提案した内容ということは逐一出していきますし、また機関誌は月に1度しか出しませんので、もちろんインターネットの方、ただインターネットの方は見られる方が非常に限られるものですから、どなたでもご覧いただけるというわけではございませんけれども、とりあえず早いという意味ではインターネットの方が早く掲載できるかなと思っております。

基本的には、この協議会は傍聴が可能ですし、議事録につきましても逐次公開していくということでございますので、一般の住民の方への周知はこの形でいきたいというふうに思っております。

議長 補足の説明をさせていただきますと、自治連合会、高富のことに限ったことで申しわけないんですが、自治連合会長の方々には説明を求められた場合は私どもの方からお伺いいたしますということですので、またその節は申し出をいただきたいと、そんなふうにもお願いをしております。

委員 今の説明でわかりましたが、ではそういうふうに一応事務局としてもそういう説明をしながらこれを進めていくというような回答をしてよろしいですね。要望があれば出向いていくと。

議長 結構でございます。これは私どもだけに限らず、伊自良、美山もそういう線でお願いをしておりますので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

どうぞ。

委員 平成16年3月31日までに合併した場合は、人口3万人以上、その他の要件は問わないとしてあるのですが、それから県条例は考えなくてもいいということですか。というのは、下の方に病院とか診療所、劇場等を相当数設けているというようなことを書いてあるんで、その他の条件は問わないということは県条例も問わないということで解釈してよろしいでしょうか。

議長 事務局から説明させていただきます。

事務局長 今おっしゃられたとおり、人口要件以外の要件は問わないということで、の方にその要件が列挙してありますが、この中に都道府県条例で定める都市的施設その他の要件を備えていること、この部分につきましてもその他の要件は問わないという部分に入りますので、従いましてこの備考欄に列挙してあります岐阜県条例につきましても適用はないと思っていただいて結構です。ですから、人口要件だけということになります。

委員 ありがとうございます。それともう一点ですけれども、合併の特例に関する法律、これは確か1ヵ月くらい前でしたか、新聞等で60項目にわたる特例があるというようなことが出たことがあります。その特例法の法律の、抜粋でよろしいですけど、今後のためにも欲しいのですが、いただけないでしょうか。

事務局長 大変失礼いたしました。後日改めまして資料とともに配付させていただきますので、よろしくお願いします。

議長 ほかによろしゅうございますか。

どうぞ。

委員 平成15年4月1日までの計画の準備といいますか、いつ頃にこういうような日程で、計画につきまして、このようなことが大まかなものでいいですが、わかっておられるのですか。

議長 合併スケジュールのことでよろしゅうございますか。

事務局の方からご説明させていただきます。

事務局長 まだこの15年4月1日という案をご了解いただけるかどうかという段階での議論ですので、その点お含みいただいた上でお聞きいただきたいと思いますが、基本的にはこの協議会で約1年余りかけて議論をしていただきたいと思っております。従いまして、それぞれの町村議会の議決が必要になりますけれども、来年の秋口にはこの議決をしていただきたいということで、その後は県へ申請、県議会の議決ということになりますと、県ですと12月議会というのが目途になるかと思っております。ほぼ、この協議会の協議を1年行っていただきたい。それから、その中でどの段階で、例えば市町村建設計画をどの段階でお認めいただくかにつきましては、今この後に説明いたしますけれども、住民アンケート等を行う予定もしておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいということでございます。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

どうぞ。

委員 今の案の平成15年4月1日とするということで、これを平成15年度中ということにはなるのかならないのか。例えば4月1日からじゃなくて、継続的な協議案件やいろいろな問題が発生した場合に、余裕期間を持って7月でもいいだろうし、翌年の16年3月31日ということをおもいますが、この辺、年度中という言葉で表してはいけないの

か、この資料は4月1日とするとしてありますが、お尋ねします。

議長 事務局の方からご説明させていただきます。

事務局長 先ほどから申し上げておりますように、4月1日とするか、例えばこの年度途中の何日か、あるいはもう最終の3月31日とするかにつきまして、この協議会のスケジュールも含めまして大きく影響を受けてまいりますので、事務的なスケジュールだけを申すのでなくて、協議会のスケジュールという大きな枠組みを申しますと、この時点で目標であります期日を決めていただきたいというのが事務局からのお願いでございます。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

暫時後

議長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見を皆様方それぞれ出していただきました。ご発言もいただきましたので、協議第5号の合併の方式並びに協議第6号の合併の期日につきましては、ただいまの原案のとおり承認させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議ないということで、合併の方式と協議第6号の合併の期日につきましては、原案のとおり承認をさせていただきました。

続きまして、協議第7号の新自治体の事務所の位置について協議をお願いしたいと思います。

これについて事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 資料、協議7という次ページをご覧ください。座ってご説明させていただきます。

事務所の位置でございますけれども、先ほどのご協議の中で一応市になることを目指すということでございますので、事務所は市役所と言い換えてもいいかと思っておりますけれども、市役所の位置をどうするかという議論でございます。

案を読み上げます。

事務所の位置は、「岐阜県山県郡高富町高木1000番地1」とする。ただいま協議会を開いております高富町役場の位置と同じでございます。その後、現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とするとしてございます。市役所

と、もうあえて申し上げますけれども、市役所の位置を今の高富町役場にすると提案してございます。

資料のところには今の役場、3町村の役場に置かれております地理的条件、それから建物、敷地関係の諸条件が明記してございます。逐一細かいところの数字までご説明は申し上げません。ご覧いただければわかると思いますが、まず重要になってまいりますのは交通的利便性でございまして、例えば高富町役場ですと主要地方道関本巢線、それから国道256号バイパス、これは間もなくこちらへ延長する工事も始まっております。それから、東海環状自動車道の高富インターチェンジも建設される予定になっております。近隣公共施設も同等に主要な公共施設の位置関係がどうかという部分、それから建物、市役所としての規模も大変重要になります。施設規模が、例えば高富町の本庁舎は鉄筋コンクリート4階建てで、伊自良は鉄筋コンクリート2階建て、それから美山は鉄筋コンクリート3階建て、地下1階というような規模になっておりますし、延床面積もご覧のとおりになっております。さらに、駐車場、公用車車庫等も重要な条件になってまいります。

以上のようなところから、交通の要所であるという点、それから市役所としての規模、キャパシティーの面から見まして、今の高富町役場を市役所の位置とするのが適当ではないかという提案でございます。

ただし、住民の利便性等も考慮いたしまして、今の伊自良村役場、それから美山町役場をそれぞれ支所とするということではどうかということでございます。

次のページ、参考までにご覧いただきまして、先ほど申し上げましたように、地方自治法でもって、事務所の位置を定める場合には住民の利便性、それから交通事情、他の官公署との関係に考慮を払って条例で定めなさいと言っております。

さらに、2の支所等のところを見ていただきますと、条例により支所または出張所を設けることができるとしてあります。支所は総合的な意味合いを持った役所と、出張所は窓口的なものというふうに切り分けがあるようでございますけれども、この場合は総合的な窓口としての支所をそれぞれ伊自良村役場の位置、美山町役場の位置に置いてはどうかということでございます。

先進事例も幾つか拾ってございますが、これこそそれぞれの地域で非常に特殊性が高く、そのまま参考にするというのは非常に難しいんでございますけれども、例えば最近非常に大きな合併でありました「さいたま市」におきましては、当分の間、現在の浦和市役所を新市の市役所の位置とするとありまして、その後ゆっくり考えようということで将来

の事務所の位置については別途検討するということもでございます。西東京市につきましては、田無市役所を市役所とするということでございますけれども、呼称としては田無庁舎、保谷庁舎という言い方をしています。これも話題になりました篠山市でございますけれども、これは篠山町役場の位置を市役所の位置としております。

というように、これら先進事例はあくまでも本当にその地域の事情に応じた事例でございまして、これをそのまま適用するという、そういうものではございません。その地域ごとで判断するというところでございますので、山県郡3町村の合併につきましては高富町役場を市役所の位置としてはどうかというご提案でございます。

以上です。

議長 ただいま事務局の方から説明をさせていただきましたが、協議第7号の新自治体の事務所の位置について、ご質問やご意見がありましたらどうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ご発言もないようですが、承認をさせていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしというご発言をいただきましたので、協議第7号の新自治体の事務所の位置につきましては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第8号の新自治体の名称について協議をお願いしたいと思います。

これについて事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 協議第8と書いてあります資料、最後のページでございます。ご覧ください。座って説明させていただきます。

新自治体の名称については、調整の方針の中では、こういう名称としてはどうかという提案ではございません。名称の決定の仕方をご提案させていただきます。

小委員会で選定方法を検討の上、幾つかの候補を選定し、協議会で最終的には決定することとしてはどうかということでございます。

名称につきましては非常に住民の関心も高く、皆様のご意見も活発に出やすい協議項目でございますので、とりあえず小委員会で機動的に選定方法等を検討してはどうかということでございまして、資料の真ん中のところ、先進事例をご覧ください。

これは割とスムーズに決まった事例が明記してございまして、四国の東かがわ市、香川県ですね。東かがわ市というところに落ちついた事例でございます。合併の期日は私どもと同じ15年4月1日を目標としてございまして、もう既に名称が決まっているというところございまして、やはりこの提案と同じように小委員会を設置し審議したということで、委員は学識経験者12名で構成しているというような状況でございます。小委員会の方で名称募集要項とか選定基準とか懸賞方法等を決めまして、実際に全国からの公募でもって募集をしたということで、6,000近くの応募がございまして、2,867種類ですけれども、これを小委員会で10の候補を絞り込んで、さらに次の協議会でもって3つの候補に絞り込んだ上で、さらに次の協議会で名称を決定したという事例でございます。何回かの協議会を、当然小委員会の方も何回か機動的に開いた上で、最終的に協議会を2回ほど開いて決定している例でございます。こういったものに倣ってやってみようという提案でございます。

ただ、名称につきましては、いろいろ注意した方がいいというふうに言われておることがございまして、それをご説明申し上げますと、留意事項の1のところを見ますと、名称は住民の日常生活に密着しており非常に重要なものですので、当然のことながら、不穏当なもの、読み方のわかりにくいものとか、それから他の地方公共団体の名称と類似しているものについては不適當であろうと言われております。市町村の名称としては、3町村も今そうですけれども、大多数は漢字を使用していますけれども、最近では先ほど事例を見ましたように「さいたま市」等のように平仮名を用いている市町村もございまして、片仮名の町というのも2町、北海道のニセコ町と滋賀県のマキノ町というのが2つあります。ただ、記号やローマ字を使用している市町村はございません。丸とか星印のような記号を用いたものはその読み方もわかりませんし、非常に不適當だろうと言われておりますし、ローマ字の場合も、もともと日本の字ではないということで注意を要すると言われております。

最後、4番ですけれども、市となるということが今日ご承認いただきましたけれども、市の名称につきましては町村と違まして郡名を冠することができないので、町村以上に団体の識別が容易であることが求められると言われております。この点につきましては、「町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる地方公共団体については、既存の市の名称と同一または類似することとならないように、十分配慮することとなっております。市となる場合には既存の市と同一名称となることは避けられた

いというのが指導でございます。国の指導といいますか、国の見解でございます。従いまして、市となるということになりますと、この4番についても注意しなければならないと言われております。

一般的な注意事項を申し上げましたものですから、基本的には、この後小委員会で公募方式等を含めた選定方法を考えてはどうかというのがご提案の趣旨でございます。

以上です。

議長 ただいま事務局の方から説明がありました協議第8号の新自治体の名称について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

委員 私は今3町村からの住民の方のアンケート、全国というのいかがなものかなあと思うのですが、アンケート方式がいいんではないかと思いますが、どうですか。小委員会で案を決定して、今言ったような形をとるのがいいのではないかと思います。

議長 事務局から説明させていただきます。

事務局長 今のご意見は、多分全国から公募ではなくて、地元住民のアンケートの方がよろしいんじゃないかというご趣旨ですか。

今ご提案の趣旨は、決め方まで今この時点でご説明はしてはおりません。たまたま先進事例が、全国公募になっておりましたが、これでいってしまうというお話ではありません。小委員会の方で今後そういうことも含めてご議論をいただいてはどうかということで、ただこの協議会の中でご意見が、今委員さんから伺ったようなご意見があれば、小委員会の方でその検討の余地があるというふうになるかと思います。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

どうぞ。

委員 今のただいまの名称の件ですけれども、私どもはイベントを企画しております。中学生、高校生の方を対象に、商工会の方で女性部、青年部が代表でイベントを企画している際に、この合併ということで、子供たちの考え方というのはユニークな発想もございまして、一応そういう方たちを対象に名称についてはアンケートをとったらどうかというような意見があるんですけれども、そういうところで意見、アンケートをとった分をこの小委員会に参考にしていただけるものかどうかということで、別個にここだけの範囲で

ないとだめということはないわけですね。

議長 事務局から説明させていただきます。

事務局長 そのように、将来を担う方々のご意見を聞いていただけるのはありがたいと思います。ただ、多分小委員会の方で、これからどういう方にアンケートをとるかとか公募するとかというのが詳細に検討されると思いますので、そのような情報も逐次入れていただいて、一緒に検討したらどうかと思います。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

暫時後

提案どおりでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、ご発言もないようでございますので、協議第8号の新自治体の名称につきましては、原案のとおり承認させていただいてもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、協議第8号の新自治体の名称につきましては原案のとおり承認をされました。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、第1回協議会において決定していただいた事業計画に基づきまして、10月1日の月曜日としたいと思います。開催時間につきましては、本日と同様午後1時30分からということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしのご発言をいただきました。

それでは、次回は10月1日月曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆さんには大変お忙しいところをそれぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加をいただきますよう、併せてお願いいたします。

また、詳しい内容等につきましては、追って事務局よりご案内をさせていただく予定でございます。

次回の会議における協議事項につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 今日は提案させていただいた案件につきまして熱心に、しかも円滑にご議論

いただきまして、ありがとうございました。

次回は、ただいま4つ目の議題でありました小委員会の設置等あるいは名称の決定等につきまして諮らさせていただきたいと思っております。さらに、基本的協議事項であと一つ、財産及び債務の取扱いということがございまして、これについてもご協議いただきたいと思っております。

その他、逐次、今事務事業の調整等を行っております、事務方の方で調整を行っておりますが、この中からご協議いただけるものがあればご提出したいということで、今は具体的には申し上げられませんが、また今回と同じように事前に資料も送らせていただきますし、先ほどご要望のありました特例法の写し等も併せて送付させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま事務局の方からご説明をさせていただきましたが、皆様方のレジュメに従って4番のその他というところでございますけれども、ご意見がございましたらご発言をどうぞ。

どうぞ。

委員 こうやっているいろいろ出された議題については協議されていくわけですが、なかなか町民とか村民といえますか、地域の方々たちというのは、合併について校区別に説明会はありましたけど、全員なかなか来てもらえなかったりなんかしておるというようなことですので、こういう協議会だよりというのがありますので、そういう中でももっと原点に戻った、合併するとこんなことがいいんですよとか、こういうことがあるんやとか、財政的に大きな金を有効に使えるんやとか、いろいろなことを、質問形式でも何でもいから、こういう中でもうちょっとみんなに説明をしていただきたいということをお願いします。

議長 事務局からご説明させていただきます。

事務局長 今回も限られた紙面の中で、最終ページに「市町村合併のツボ」という形でほんのさわりの部分だけでもご説明しておりますけども、順次わかりやすい説明を心がけて、今日ご説明したような、例えば支援の内容ですとか、そういったことも触れてまいりたいと思っておりますので、またご意見がございましたら事務局の方へお寄せいただきたいと思います。

議長 よろしゅうございますか。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ほかにないようでございますので、本日の協議会にご協力をいただきましたことに対しまして感謝申し上げます、本日の合併協議会を閉じさせていただきますが、最後に協議会の中でもそれぞれご発言がありました、トップダウンになるということなく住民の意思を十分に反映していきたいと思っておりますし、3町村長ももちろんでございますけれども、啓発活動には十分配慮していきますが、本日ご出席の皆様は議会の代表あるいは地域の代表の方々ばかりで有力な方々ですので、今後少しでも郡民の方々にご理解がいただけるようなご協力をも併せてお願いしていきたいと思っておりますし、先ほどからいろいろご意見をいただきましたことは十分慎重に私どもも取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともひとつご協力をお願いいたしまして、本日の進行には大変ご協力をいただきましたことに対して厚く御礼申し上げます。

事務局の方からご案内などがあるそうですのでお待ちください。

事務局長 ご連絡事項がございますのでお聞きください。

まず1つは、アンケート実施についてということで一枚紙をお配りしてございます。

市町村建設計画策定のためのアンケート実施ということで、市町村建設計画を策定する上での住民の意向を聴取するために住民アンケートを実施したいと考えております。併せて、これが先ほどから話題に出ております町村合併の協議が進んでいることの啓発にもなればと思っております。

調査対象といたしましては、3町村の全世帯約9,500戸と考えておりますが、お送りする方法は機関誌や町村の広報誌と共に配布すると、回収は料金別納郵便による郵送というふうを考えております。

時期につきましては、10月1日に機関誌と一緒に各戸配布をさせていただきたいということで、次回10月1日でございますけれども、その日には皆さんの元に届いているようにしたいと考えております。今アンケートの設計にかかっておりますが、主な内容としましては山県郡の将来イメージや、合併によってどんな分野を重点的にやってほしいのかというような住民の方のご意見をお伺いするというところでございます。

それから、前回の協議会でもご質問がございましたけれども、合併協議会のホームページはいつ立ち上げるんだというご質問がございましたけれども、本日9月3日に開設をい

たしております。アドレスもお配りしてあるとおりのところですので、一度ご覧いただければと思いますが、ただまだ本当に立ち上げたばかりでございまして、順次増強を図ってまいりますので、今日見ていただいた段階ではまだ内容的にところどころまだ空白の部分もございますのでご理解いただきたいと思いますが、順次増強を図ってまいりますので、長い目で見ていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、これは協議会ということではございませんが、新聞報道でご存知だと思えますが、去る8月22日に、県の方からも委員さんとしていらっしゃっていただいておりますけれども、県の合併重点支援地域に指定されておまして、これは県下初でございますし、全国でも6番目ということで、非常に喜ばしいことだと思いますが、今後指定されたということだけではなく、実質的に国、県からの支援をいただけるように、こちらとしても努力していくべきだというふうに思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

議長 それでは、長時間、大変慎重にご審議を賜りましてありがとうございます。お帰りには十分気をつけてお帰りいただきまして、また先ほどもお願いしましたが、10月1日に皆様方のご出席をお願いいたしまして、本日の会議は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時45分 閉会